

## 行政常任委員会

令和 7 年 1 月 17 日 (月)  
午前 9 時 59 分 開会

○南委員長 皆さん、おはようございます。お疲れのところを行政常任委員会に参加していただき、ありがとうございます。

それでは、ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

まず、議題に入る前に、皆様方におわびと御報告をさせていただきます。

まず、明日から予定しておりました管外視察の件なんですけれども、福井県の北陸地方は、18、19が厳しい寒波で積雪が予想されるということで、市のマイクロバスにつきましては寒冷地仕様じゃないということで大事を取りまして、一応、延期という形にさせていただきましたことを、まずもっておわびを申し上げたいと存じます。

それと、もう一点、先般の議会でお認めいただきましたとちのもり保育園の企業版ふるさと納税について、とちのもり保育園にプランコと滑り台を設置していただきました地元、大阪在住の杉下さん、株式会社アクテムさんに心から感謝をいたしたいと思います。

それでは、早速ですが、本来、市長に出席していただく予定だったんですけれども、市長がどうしても公務でできないということで、副市長に今日は参加を、出席していただきました。

まず、副市長のほうから挨拶をお願いいたします。

○下村副市長 おはようございます。

委員の皆様には、行政常任委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。

本日の報告事項につきましては、次期尾鷲市過疎地域持続的発展計画（案）について、第2次尾鷲市スポーツ推進計画（中間案）について、それと、先日、行われました尾鷲総合病院運営懇話会の報告についての3件でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課のほうから御説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○南委員長 ありがとうございました。

それでは、早速ですが、本日、議題1の次期尾鷲市過疎地域持続的発展計画（案）

についての説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長　　政策調整課です。よろしくお願ひいたします。

本日は、現在、改定作業を進めております「次期尾鷲市過疎地域持続的発展計画」について説明をさせていただきます。

まず、委員会資料の1ページを御覧ください。通知させていただきます。

策定の経緯について説明いたします。

本市は、平成22年に改正された「過疎地域自立促進特別措置法」により過疎地域として指定され、その際に、「尾鷲市過疎地域自立促進計画」を策定いたしております。

令和3年末に旧過疎法が廃止され、令和3年4月から施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」及び「三重県過疎地域持続的発展方針」に基づき「尾鷲市過疎地域持続的発展計画」を策定し、人材育成、産業の振興、交通手段の整備や交通手段の確保等、地域の持続的な発展に向けた具体的な施策を実施しております。

このたび、県の方針が令和7年度で現行の期間が終了し新たな方針が示されたことに伴い、本市におきましても、引き続き過疎法に基づく財政上の特別措置である過疎対策事業債などを活用し地域活性化等の取組を積極的に推進するため、令和8年度から令和12年度を計画期間とした次期「尾鷲市過疎地域持続的発展計画」を策定することといたしております。

次に、過疎法に基づく国の支援につきましては、計画に基づき着実に事業を実施する際に、その取組の後押しとして、国から過疎対策事業債による支援、これは充当率100%で元利償還金の70%が交付税措置される有利な事業債でございます、それや、他の交付金の支援がございます。

次に、次期計画の概要及び追加内容につきましては、次のページを御覧くださいよ。よろしくお願ひいたします。

今回の改正では、社会経済情勢の変化等を踏まえた見直しがメインとなります、新規項目として二つ追加がございます。表の左側の4項目め、地域における情報化と、表の右側下、12項目め、再生可能エネルギーの利用の促進、この二つが加わっております。

4項目めの地域における情報化につきましては、項目内に記載がございますように、地上インフラが途絶した場合を想定した通信衛星システムの導入・設置、老朽化した防災行政情報システムの更新・強化、デジタル行政の推進、各種手続のデジ

タル化、デジタル教育プログラムの充実、将来的な地域公共交通MaaSの導入による交通サービスの効率化が示されております。

また、12項目めの再生可能エネルギーの利用の促進では、環境に配慮した次世代自動車の導入や公共施設等への照明設備のLED化が示されております。

委員会資料の1ページにお戻りください。お願ひいたします。

4番目の次期計画の期間ですが、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年でございます。

また、本日を含めた策定スケジュール（案）といたしましては、本日の行政常任委員会での説明の後、パブリックコメントを実施させていただきまして、年内には、計画（案）について、県との協議に入りたいと考えております。その後、年明けにはパブリックコメントと県協議を経た計画（案）について、再度、行政常任委員会にて説明をさせていただき、令和8年第1回定例会に議案として上程させていただきたく考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、別冊、「尾鷲市過疎地域持続的発展計画（案）」を御覧ください。通知いたします。

次期計画（案）では、現行計画について、新たな指針に基づく精査を行い、本日、素案としてお示しをしております。

先ほども申し上げましたが、主な変更点について説明をさせていただきますので、36ページを御覧ください。通知いたします。

新規に追加されました項目4、地域における情報化についてであります。ここでは、（1）現状の問題点として、①情報通信設備では、大規模災害発生直後には、物理的、地理的な孤立のみでなく、情報の途絶も起こり、行政機能の麻痺や情報の断絶により混乱が引き起こされるおそれがあることから、その代替となる情報通信設備についての検討が必要です。

②防災行政無線は、災害発生時に住民へ緊急情報を伝達する重要な手段ですが、無線設備は老朽化が進行しているケースが多く、維持管理コストの上昇を引き起こしています。

また、屋外に設置されているため風雨などの影響を受けやすく、定期的な点検、保守が不可欠で、地理的条件や建物による電波の遮蔽、騒音などにより、個別での聞き取りが困難な場合があります。

近年、スマートフォンやSNSなど、住民が利用する情報手段は多様化しており、防災行政無線による一方的な情報発信だけでは住民全体への情報伝達を網羅できず、

情報格差が生じる可能性があります。

③過疎地域持続的発展特別事業では、ア、デジタルディバイド、これは情報格差を指しますが、デジタルディバイド対策では、地域社会のICTインフラ環境設備が着実に進展する一方で、行政のデジタル化の遅れや利用者情報活用能力、情報リテラシーの格差が浮き彫りとなっています。特に、インターネットやスマートフォンを日常的に利用していない高齢者等は、情報通信技術による恩恵を受けることが難しい状況であります。

また、都市部に比べ、学校教育以外の場所でデジタル技術を学ぶ機会が少なく、子供たちが楽しみながら興味を持ち、自ら学べる環境をつくり出すことが重要です。

イ、デジタルトランスフォーメーションでは、情報通信技術の急速な進展に伴い、IoTやICT、AIなどのデジタル技術を活用した「デジタルトランスフォーメーション」、いわゆるDXの推進による社会変革が加速しています。

また、MaaSやドローン、自動運転など、教育、医療、物流など、様々な分野での活用が見込まれています。

過疎地域における新たな地域の情報化の取組は、新たな地域社会の構築に欠かすことのできない重要な課題ですとしております。その対策として、続く章を説明いたします。

まず、①情報通信設備では、庁舎や避難所、病院など、重要拠点に衛星通信システムを導入することにより、地上インフラが途絶した場合でも高速かつ迅速な通信環境を確保し、衛星通信を活用した災害情報の収集・発信体制等を確立するとともに、その機能を活用し、避難所でのWi-Fiスポットとしての整備を図ります。

②防災行政無線では、市民の生命と財産を守るという使命を果たすため、予算を確保しながら老朽化した設備から順次デジタル化、高機能化を進める必要があります。

また、平時からのAIやIoTの活用の実現に向けた環境整備に取り組み、防災行政無線の内容を自動音声で固定電話や携帯電話へ発信する戸別受信システムや、住民が利用するSNS、メール、防災アプリなど、一つの手段が機能しなくなった場合でも別の手段で情報を伝達できるレジリエンス、強靭性の高い情報網を構築いたします。

さらに、実践的な情報伝達訓練を定期的に実施し、情報が届かなかった場合の行動も含めた住民の防災意識と情報活用能力の向上を図ります。

③過疎地域持続的発展特別事業としての、ア、デジタルディバイド対策では、公

共施設などを活用した無料のデジタル相談窓口等を定期的に開催し、住民に寄り添ったデジタル行政の推進を行います。

また、オンライン手続だけでなく、紙での申請や窓口での代行など、多様なアクセス手段を確保するサービスを徹底することで手続のデジタル化を進めつつ、使いやすさを最優先に設計いたします。

学校や地域の子育て団体と連携し、プログラミングやA Iなどをゲームや工作を通じて学べるワークショップや講座を定期的に開催し、放課後や長期休暇を利用したデジタル教育プログラム等を充実させるとともに、デジタル技術を楽しみながら体験することで、子供たちの学習の動機づけと主体的な学びにつながる取組を進めます。

イ、デジタルトランスフォーメーションでは、バス利用者の利便性を向上するための「ふれあいバス」におけるモバイルバスの導入についての検討を行います。

また、将来的に公共交通の運営や地域の医療機関におけるオンライン診療などの取組に活用するため、最適な運行ルートや配車を自動決定する仕組みの構築について検討し、時間的、距離的ハンディを克服し、過疎地域の住民の利便性の向上を目指します。

物流においては、ドローン配送や配送ロボットを活用したラストワンマイル配送を行うスマート物流の導入等を推進しながら、将来的に自動運転技術などを活用した配送車両やトラックなど、人的負担を軽減する取組を推進しますといったしております。

次に、39ページを御覧ください。通知いたします。

そのための事業計画として、その表内にございます各事業に、今後、取り組む事業として掲げております。

また、その下、(4)に記載がございますように、これらの計画につきましては、公共施設等総合管理計画等との整合性も併せて整理しております。

次の変更点として、91ページを御覧ください。通知いたします。

項目の12、再生可能エネルギーの利用の促進についてであります。

ここでは、(1)現状と問題点として、①次世代自動車では、本市は、高齢化や人口減少に伴う運転者の減少、公共交通利用者の減少により、自家用車が主要な移動手段となっています。ガソリン車を中心とした交通体系は、CO<sub>2</sub>排出の要因となっており、「第3次尾鷲市環境基本計画」に掲げる「脱炭素社会の実現」に向けた取組をさらに推進するためには、移動手段の確保と環境負荷の低減を両立する電

気自動車等の導入を公共部門が率先して行い、地域全体で温室効果ガスの排出抑制を図る必要があります。

②公共施設等では、本市は豊かな森林資源と日射量に恵まれた自然環境を有しております。太陽光、バイオマス等、再生可能エネルギーの活用が期待できる地域であります。令和5年度に策定しました「第3次尾鷲市環境基本計画」においては、「脱炭素社会の実現」を重点分野の一つとして位置づけられており、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進を施策の柱としております。

また、学校教育系施設については、「尾鷲市学校施設保全計画」に基づき、照明設備のLED化をはじめとした省エネルギー化の取組を進めております。

一方で、公共施設等においては老朽化が進行しており、エネルギー効率の低い照明、空調設備が多く残存しています。再生可能エネルギーの導入の取組が一部施設にとどまり、地域全体への波及が十分でないことから、照明設備のLED化の推進や市民や事業者への普及啓発を図り、持続可能で環境にやさしい地域社会の形成を進める必要がありますとしております。

その対策として、①次世代自動車では、市が運用・保有する公用車の更新に当たり、ハイブリッド車や電気自動車、環境性能に優れた次世代自動車を導入することにより、温室効果ガスの排出抑制と燃料費の削減を図ります。

また、公共部門が率先して環境負荷軽減に取り組む姿勢を示すことで、市民や事業者の環境意識の向上につなげ、市民、事業者、行政の協働により、温室効果ガスの排出の少ない生活の定着とまちづくりを実現いたします。

②公共施設等では、庁舎、防災センター、学校教育系施設等の公共施設における照明設備を計画的にLED照明へ更新し、省エネルギー化、CO<sub>2</sub>排出量の削減を推進します。あわせて、維持管理の縮減と快適で安全な利用環境の確保を図ります。

なお、93ページには、その事業を掲載してございます。

以上、二つの新規項目を中心に説明させていただきましたが、次期計画（案）では、その他の10の既存の項目におきましても、現状と問題点、その対策、事業計画を記載しており、その各事業計画欄それぞれにおいて、今回、追加しました新規項目を朱書き、赤書きで表示しておりますので、御確認いただきたいと思います。

このように本市の課題解決に向けた取組を本計画に定め、過疎対策事業債を有効に活用しながら事業を実施してまいりたいと考えております。

資料の説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございました。

今回は、過疎計画の策定ということで、新たに新規に加わった地域における情報化と、先ほど説明をしていただきました再生可能エネルギーの利用促進についての2点を中心に簡単に説明をいただきました。

また、先ほど、課長からお話のあったように赤字が結構かなり増えておるということで、これが新たに加わった過疎計画でございます。

以上の説明につきまして御質疑等のある方、御発言をお願いいたします。

○西川委員 37ページのその対策で情報通信設備ってありますよね。これ、災害のときに、一応、市民に知らせるのも含まれるんですか。例えば、広報なり、そういうワンセグなり、そういうので知らせることの意味なのでしょうか。

○三鬼政策調整課長 委員、おっしゃられるように、災害時にはいろんな手段でこの防災なりの啓発する必要がありますので、そういう点は一緒なんんですけど、今回、39ページに定めました情報通信設備におきましては、今後、考えられる衛星通信設備設置事業と防災行政情報システムの更新強化事業、この二つにおいて過疎対策事業債を活用できるように新たに位置づけており、考え方は、委員、おっしゃるように、全てを網羅して取り組むんですが、過疎対策事業債の対応については、この2項目を追加した計画（案）の変更です。

○西川委員 今、市民の人の声、聞いていると、ほとんどの人でワンセグも見ていないんですよね。多分、この議会中継も見ていないと思います。それで、できたら、何かいろいろ苦情、来るんですけど、ワンセグ見てくださいよと、ユーチューブでもいいですから見てください、議会がどういうことを議論やっておるか見てくださいと言ったら、私たち、そんなんよう見よかいという人が多いもので、例えば、もし災害となった場合に、南海トラフが起きますよね、だから、広報で市民の皆さんに知らせるのが一番だと思うんですけど、それが、広報は有線ですよね、有線でつながっていますよね。あれ、地震で倒壊した場合は、連絡のしようがなくなりますよね。それをこの39ページの衛星通信でやろうとしたとしても、市民は、そこまで興味持ってくれるんですか。

○三鬼政策調整課長 確かに、広報も、いわゆるいろんな形で、ホームページもSNSも、いろんな形で情報通信手段はありますので、先ほども説明させてもらいましたように、一つの手段が途絶えたり二つの手段が途絶えても、それを補完する広報手段、それを確保することは日々努めなければいけませんので、先ほども説明させてもらったように、対策としては、いわゆる、デジタル、アナログも含めて、現在、混在しているのが通常の現状です。ですので、今後、この衛星通信設備とい

うのは、少し先のお店と話なんですけど、これにも過疎債が使えるということを定めつつ、現在、いろんな形で、ほかの補助金も活用しながら進めているのが現状です、多重的にやっていくという方向は変わりませんので。

○西川委員　　いや、過疎債どうこうはいいんですけど、実際に市民が使えるようなシステム、使いやすいシステムというか、お年寄りでも何でも使えるようなシステムにできるように頑張ってください。

○三鬼政策調整課長　　確かに、エリアワンセグにつきましても、メリット、デメリットとあることも、私たち、重々感じておりますので、それも含めて検討させていただきます。

○中井委員　　赤字の追加枠のところで集落支援員事業というのがあると思うんですけど……。

○南委員長　　何ページですか。

○中井委員　　最初の行政常任委員会資料の2ページのところにも10の項目で集落の整備というところで、地域の維持・活性化を図るための集落支援員と連携した課題解決の推進というふうに書かれてあると思うのですけど、今の現状としては、今、尾鷲市でどれだけ集落支援員が配置されているか、一度、共有いただいてもいいですか。

○三鬼政策調整課長　　現在は、私の認識では5地区、須賀利、九鬼、三木浦、三木里、梶賀、向井……。そうだね、向井もですね、6か所ですね、向井含めて6地区に集落支援員さん、ございまして、それぞれ地区の課題解決に向けた取組をそれぞれの立場でやっているというのが現状で、ここに集落支援事業を記載したのも、主にソフト事業に対する活用を前提として掲載してございます。

○中井委員　　ありがとうございます。

旧町内のほうで集落支援員を配置するということは可能なんですかね。やっぱり受皿として地区会がないと、配置することはできないんですかね。

○三鬼政策調整課長　　所管は市民サービス課で所管をしておりますが、うちの規約に、いわゆる、そのセンター管内も含めた各区長会組織のところを前提として組み立てていますので、例えば、それを補うような市中心部における何か課題をいわゆる提案する団体、それがあるって、どういうふうに取り組むかというところは検討はできると思いますけど、現状では、いわゆる区長会に加盟しているセンター管内を中心とした地区、プラス、向井、小瀬も含めて、そういうところに限定した要綱になっております。

○中井委員 西川委員もおっしゃってくださったように、やっぱりデジタル系の話だったりだとか有事のときの対応というふうになってくると、誰かが率先して調整、住民と連携が密に取れている方がこれから必要になってくると思うので、やっぱり受皿として地区会は必要かもしれないんですけど、多分、N P Oとかでも全然できると思うので、そこら辺は、積極的に整備していったほうがいいのかなとは思っています。よろしくお願ひします。

○三鬼政策調整課長 確かに、制度の違いはあるかもしれませんけど、各地区における課題は、その地区特有のもの、ありますし、共通の課題もありますので、どういう形が可能かどうかも含めて、また検討させていただきます。

○南委員長 他にございませんか。

○佐々木委員 9 6 ページの赤字のところで、ふれあいバス事業のふれあいバスにおけるモバイルバス等の導入なんですが、このモバイルバス導入ということをもう少し詳しく教えてください。

○三鬼政策調整課長 現在、ふれあいバスは、基本、現金をお支払いいただいて利用いただいている。今後、情報化が進む社会においては、交通系 I C のようなモバイルバス、いわゆるそれを、スマートフォンを使うのか何か別のものを使うのかも含めて、デジタル時代に即応したというのは、私たち、交通政策の中で、利用者がどこからどこまで乗ったかとかいう調査も今はアナログで運転士の方に登録していただいているんですね。そういうところも集計もデジタルでしたら明白に確実に分かりますし、そういうところも含めて、モバイルバス、いわゆる、一つの表現としては、スマートフォンをかざして、それで料金を払う、そういうものの導入も、今後、進めていく方針の一つに入っていますので、その検討の可能性を、今、検討させていただきます。

○佐々木委員 今、須賀利のほうは、結構、2回、乗換えのときに料金を払う、一々何か手續せなあかんということで、非常に尾鷲へ来るので面倒くさいという声を聞くんですけども、そのモバイルバスができたら、もうそれで、もう都会のときみたいにぴゅっと行って、例えば、須賀利からふれあいバスから三重交通に換わったとしても、一気にずっと手續せんでも来れるような仕組みになるということでしょうか。

○三鬼政策調整課長 確かに、それが導入されれば、支払うという行為は、そのかざすことで軽減されますし、今、今月も公共交通の協議会が予定されているんですけど、65歳以上の方の利用料金の無料化につきましても、今、検討を進めています。

る段階でございますので、いろんな方からそれに関する御意見も聞きながら丁寧に進めたいと考へていますので、利便性を上げるのも、私たち、一つの使命ですでの、それは十分検討させていただきます。

○南委員長 他にございませんか。

○中村委員 すみません、91ページ、92ページの再生可能エネルギーの利用の促進なんですが、ここに記載されているのが庁舎、防災センター、学校教育系施設等のその公共施設における照明設備のLED化ということなんですが、ここに記載されている以外の施設に対するLED化というのは、されていくんでしょうか。

○三鬼政策調整課長 あくまでも市の施設を中心に掲載をさせていただいておりますので、例えば、それ以外の施設に補助金を出すのかどうか等も含めて、国の施策との整合性も含めながらそこは整理していきたいと思いますので、本日の計画では、あくまでも市の施設についての計画を定めさせてもらっていますので、御理解、よろしくお願ひいたします。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

○小川議長 すみません、これ、過疎計画、これ載せとかなんたら、過疎債、使えないということなんですよね。皆さん、それ、まず分かっていないんじゃないかなということで、まず、それから言うてください。

○三鬼政策調整課長 説明させていただきます。

委員会資料の1ページのところにもございますように、やはり、過疎法に基づく国の支援のところの記載にございますように、議長、言われましたように、この計画に定められた計画しか過疎対策事業債を活用することができないという大前提ですので、今すぐする事業もございますし、数年以内にしたい事業もございますので、それも含めて、今回、網羅させていただいております。

あと、これ、議決事項でございますので、来年3月の第1回定例会に議決をいただきたく、今、進めておりますが、それ以降に事業が出てきた際も、軽微な修正ということで、また議会にお示しして、追加として事業は追加させていただいているケースが多くございますので、それも併せて御理解のほど、よろしくお願ひいたします。

○小川議長 これ、過疎債の1年間の配分額というのは大体決まっていると思うんですけど、大体、1年間、どんなものでしょうか。

○下村副市長 ソフトとハードがあるんですけど、国から三重県への配分があつて、三重県で各自治体への配分というのがあるんですけど、大体、通常なら、ハードで2億、3億程度だったんですが、去年、今年とちょっと増額があったように聞いております。このことについても市長のほうが要望活動で総務省のほうへ先週も行っていただいておりますので、取りあえずは三重県への配分を増やしていただきたいということを伝えております。

○南委員長 課長、答弁。

○三鬼政策調整課長 先ほど、副市長がおっしゃったように、通常2億、3億が配分の基本なんですが、令和7年度は、ハード分で9億5,000万円ほど、ソフトで7,000万円ほどの配分を受けておって、やはりそれは、事業の説明と要望活動も含めて、県の配分自体も増やしてもらうことも含めて、いろんな働きかけが必要だと考えております。

○小川議長 これ、計画に載っておるのは、万が一、こういうことをしてもらえたたらという話で、これ、全部できるわけないし、優先的にやっていかんならんものもあると思うんですけども、その中で、その38ページ、住民に寄り添ったデジタル行政の推進、それで、紙での申請や窓口での代行、これ、以前、課長、令和7年から8年にかけて行いまして、いわゆる書かない窓口のことなんんですけど、これは優先してやるんですか。

○三鬼政策調整課長 確かに、ここに記載ございませんが、デジタルのほうは、別のデジタル、デジ田といいまして、デジタルの交付金とかデジタル債というのを活用して国は推進しておりますので、今、別の議論はデジタルのほうでさせていただいています。

今、大事なのは、行政の効率化のためのデジタルと市民サービスの向上のためのデジタルの2本柱でやっておって、今、議長、言われたのは、書かない窓口は、行政サービス向上、市民のサービス向上のためのです。それについても、今、内部で検討しております、また、今後、ちょっと委員会等も含めて、今、こういうことが検討されていて、それにはどういう費用があって、その財源がどういうことなので、今後、何年以内にやっていきますという検討中でございますので、それも含めて、またの機会に説明させてください。

○小川議長 いや、国のシステムを使ったら、令和7年から8年にかけてできるという、前、お話をだったので、その国のシステムというのはどうなっているのかなって、それの確認なんですが。

○三鬼政策調整課長 確かに、ガバメントクラウドは年明けに完成いたします。ですので、それが整えば全国一斉のサービスが利用できて、書かない窓口も以前よりか本格的なものができます。ですけど、それにはやはり初期費用とランニングコストも含めた、どういうふうにサービスを提供いただくかというシステムの構築以外にもランニングも含めた議論が必要ですので、今、それを内部でやっている最中ですので、また改めて。

基本的なデジタル行政につきましての基本であるガバメントクラウドの構築は、年明けには完了いたしますので、議長、おっしゃられるように、そういういわゆる第1段階は完了いたします。

○南委員長 他にございませんか。

○仲委員 34ページ辺りの話なんんですけど、改めて、その過疎地域持続的発展特別事業、ソフト事業やと思うんやけど、その特別事業と通常の事業との違いとか、そこら、ちょっと御説明いただきたいんですけど。

○三鬼政策調整課長 どうでしょうか、94ページ、通知させていただきます。

今、仲委員、御指摘のように、この事業については、ハード、ソフト、二つの事業に大きく分かれます。やはり尾鷲市にとって、事業費の大きいもの、ハード、ソフト、それぞれございますので、それぞれの重要性も含めて今回の計画を定めるときに各課において議論をいたしました。それにおいて、やはりよく表現としてございますのが、33ページからあるように、漁港施設とか道路施設についてはハードが主なことですし、先ほどございました公共交通とかソフト事業もありまして、追加で説明するとすれば、94ページからがソフト事業分の再掲でございます。ここは、ソフト事業分だけを再度掲載しておりますので、それも含めて、今後、予算の編成時期も含めて、丁寧には説明させていただきます。

○仲委員 34ページの部分でちょっと聞くと、今の話では特別事業はソフト事業やという概念でまとめておると言うんだけど、今回、新たに観光で元ユースホステル解体事業というのが出てきておるんですね。これは、ソフト事業というのは、どういう意味で……。設計とか、そんな意味でしょうか。

○三鬼政策調整課長 これは、ハードの解体事業本体も含めた事業でございます。

○仲委員 そうすると、ソフト……。特別事業のあれに含まれておるというのは、どういうことですか。

○三鬼政策調整課長 確かに、解体事業ですし、そうですね、その中で、今、おっしゃったように持続的発展特別事業については主にソフト事業を指しております

ので、この観光でその後にどうつなげるかということも含めて整理をしているところがありますので、また改めてこの辺は精査して、次回、お伝えできるようにいたします。

○仲委員 その下の港湾改修事業も同じような考え方やったら、ちょっと違うんかなと思うんですけど。

それと、これ、従来から、こういう発展計画をまとめるとには、ルールとして、例えば、建設なんかの道路事業とか舗装事業が数多く出ておるんですけど、これで行くと、事業実施計画とほぼ同様の計画になってくるんですね。ルールかもしれないんですけど、例えば、道路であれば、北浦小久兵衛谷線ほかの道路改良事業何件というような、橋梁であれば、矢浜跨線橋整備事業何件というような表し方というのは、やっぱりルール上、無理なんですかね。

○三鬼政策調整課長 確かに、採択も踏まえて指針では個別の事業ごとに掲載をしていただくことを前提としておりますので、例えば、上水道でありましても、いわゆる地域を定めて、矢浜浄水設備更新事業、取替事業とか、そういうことも含めて、個別の事業を掲載するのがルールとなっております。

○仲委員 分かりました。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 他にないようですので、パブリックコメントの実施という説明あつたんですけども、いつの時期で実施されるのか、期間だけ。

○三鬼政策調整課長 本日、まずは行政常任委員会で説明をさせていただきましたので、今月後半からパブリックコメントはさせていただきたく考えております。

○南委員長 いつまでですか、期間は。

○三鬼政策調整課長 期間は、おおむね2週間を予定しております。

○南委員長 2週間。

○三鬼政策調整課長 はい。

○南委員長 分かりました。

じゃ、皆、よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、過疎計画についての審査を終了いたします。ありがとうございました。

続けて、スポーツ計画のほうへ入っていただきます。

教育委員会に入っていただきました。

それでは、早速ですが、第2次尾鷲市スポーツ推進計画（中間案）についての説明に入る前に、まず、教育長のほうから、インフルエンザの休校等も兼ねて、報告、お願ひいたします。

○田中教育長 教育委員会でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

生涯学習課より、第2次尾鷲市スポーツ推進計画についての報告をさせていただきます。よろしくお願ひします。

先週からちょっとインフルのほうがはやってきました、輪内中学校のほうが土曜日の文化祭を、もう延期と、12月の13日というふうになりました。

そして、昨日の尾鷲中学校の1年1組のほうが、3分の2ぐらいもう欠席でということで、来てくれたんやけれども子供たちは、もう感染広げてはということで、その1年1組については、もう帰ってもらいました。あとは、普通どおりは、文化祭をしました。

今日、朝の時点で、輪内中学校のほうは、校医さんとも相談した結果、今日と明日、2日間、全校閉鎖というふうになりました。

それから、賀田小学校のほうが修学旅行から帰ってきて、6年生のほうが、5人中、4人といったかな、学年閉鎖で6年生だけが木曜日まで閉鎖ということになっています。今のところ、輪内中学校と賀田、ちょっと輪内方面のほうへ入ったかな。

ただ、心配しておるのが、この尾鷲中のこの文化祭、去年は大変なことになったけど、それをどうにか思ってしたんですけど、やっぱり罹患者がおると思いますので、この明日とあさっては、今日と明日は振替休養日になっていますので、今日の辺りからちょっと調べ出して、水曜日からはどうするかということ、また判断したいと思うので、また御報告させてもらいます。

以上です。

○南委員長 すみません。ありがとうございました。

それでは、スポーツ推進計画（中間案）についての説明をお願いいたします。

○世古教育委員会生涯学習課長 生涯学習課です。よろしくお願ひいたします。

生涯学習課からは、第2次尾鷲市スポーツ推進計画（中間案）に係る報告について、資料に基づき御説明いたします。

尾鷲市スポーツ推進計画につきましては、「スポーツ基本法」に基づき策定する地方スポーツ推進計画でございます。本市のスポーツ振興施策を推進するための基本計画といたしまして現状や課題を整理するとともに、今後の取組に向けた指針等

を策定するもので、10年を期間として、5年ごとの前期、後期で見直しを行う計画であります。平成27年度に定めました第1次計画が令和2年度の中間見直しを経て、令和7年度をもって期間満了となることから、令和8年度からの10年間を対象とする第2次計画を作成するものとなります。

それでは、委員会資料の1ページを御覧ください。通知いたします。

第2次尾鷲市スポーツ推進計画策定スケジュール（案）について御説明いたします。

資料における表の上段は、市が行うスケジュール、2段目は、計画策定に係る策定委員会のスケジュール、3段目が議会におけるスケジュール、最下段がパブリックコメントのスケジュールとなっております。

まず、4月以降から9月にかけまして、生涯学習課にて、第1次計画の検証やアンケート調査を実施の上、素案の作成を行ってまいりました。10月7日、第1回目の策定委員会にて素案の説明を行うとともに、策定委員の皆様から御意見等いただきまして、それらを反映する形で中間案を作成いたしました。そして、今月11日に行われた第2回策定委員会において中間案を御承認いただいたことで、本日の委員会報告をさせていただきました。

今後の予定につきましては、本日の委員会を終了後、12月よりパブリックコメントを実施し、2月中をめどに最終案を作成の上、第3回策定委員会において計画の完成を目指す予定でございます。また、3月議会において、計画の完成について御報告させていただきたいと考えております。

策定スケジュールにつきましては以上となります、スポーツ推進計画（中間案）の説明につきましては、課長補佐兼担当係長より説明いたさせます。

○松永教育委員会生涯学習課課長補佐 それでは、第2次尾鷲市スポーツ推進計画（中間案）について御説明させていただきます。

それでは、資料、別冊の目次を御覧ください。通知いたします。

本計画につきましては、序章、計画の概要、第1章、現状と課題、第2章、基本構想、第3章、基本施策、資料編の五つで構成されております。

それでは、序章、計画の概要から御説明いたします。

1ページを御覧ください。

計画策定の趣旨ですが、国の「第3期スポーツ基本計画」、三重県の「第3次三重県スポーツ推進計画」を参照して、本市の「第7次尾鷲市総合計画」の将来像と「尾鷲市教育ビジョン」の基本理念の実現を目指し、第1次計画の検証結果、社会

状況における新たな課題などを反映して、前計画から切れ目なくスポーツ振興施策を推進するために作成するものであります。

3 ページを御覧ください。

進捗の評価につきましては、総合計画に準じて毎年実施している尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査のうち、生涯スポーツの推進の満足度の調査により、満足度が平均値を上回ることを基準として進捗を評価して、市民の満足度の向上につなげていきたいと考えております。

4 ページを御覧ください。

第1章、現状と課題について御説明いたします。

スポーツを取り巻く社会環境につきましては、現在、新型コロナウイルスによる影響やデジタル化による人間関係の希薄化、人口減少社会の到来など、社会環境は著しく変化しております。これらを国や三重県などの観点から現状と課題を分析して、人口減少、少子高齢化の進行など、7項目に分類して記載しております。

8 ページを御覧ください。

尾鷲市の現状と課題につきましては、本市においても少子化による子供数の減少、高齢化率の増加、急激な人口減少など、第1次計画の始まった10年前と比較しても著しく変化しております。そのような本市の現状と課題を分析するとともに、第1次計画にある項目に新たに市民の運動習慣や健康づくりや介護予防、今回実施した市民アンケートの結果の分析などを加え、9項目に分類して記載しております。

また、この市民アンケートの分析から、スポーツを続けている方は、充実感を持って健康的な生活を送っていることが分かりました。

ほかにも、スポーツに興味のない方も含めて多くの方がスポーツ観戦に関心があることや、スポーツをしていない理由として、機会がなかったことが多いこと、また、これらの方の半数以上がスポーツを始めたいと思っており、スポーツを始められるきっかけとして、気軽にできるスポーツやスポーツ体験会などが多くなったことが分かりました。

これらの市民アンケートの結果から、市民が充実感を持った健康的な生活を送っていただくために、スポーツはしたいがきっかけがないという課題や、社会環境の変化による新たな課題などを第2次計画に反映しました。

16ページを御覧ください。通知いたします。

第2章、基本構想について御説明いたします。

まずは、基本理念であります。

第1次計画では、コロナ禍によりスポーツ活動も停滞いたしましたが、国民スポーツ大会の「レガシー」としてオープンウォータースイミングの全国大会が毎年行われるようになり、また、課題であった老朽化したスポーツ施設につきましても、市営テニスコートの改修や野球場や体育文化会館の工事も進んできました。

そこで、第2次計画では、これらを生かし、スポーツを通じて地域の活性化につなげながら、誰もがスポーツに親しむ社会を実現するため、「生活の中にスポーツを」を目指し、「スポーツでつなげよう地域の輪～みんなでスポーツ やろらい尾鷲～」を基本理念といたしました。

次に、基本目標につきましては、基本理念を実現していくために、三つの基本目標を掲げたものであります。

一つ目の基本目標は、市民がライフステージに応じて気軽にスポーツに親しめるよう、地域、学校、スポーツ団体及び行政などが連携して、スポーツに参加できる機会の拡大を目指す「スポーツ活動の充実」です。

二つ目の基本目標は、市民のスポーツに対する関心や意欲を喚起し、自分に合ったスポーツを選択して、選手としての能力、適性を伸ばすために、関係団体と連携し、優れた競技者の育成を目指す「スポーツの競技力向上」です。

三つ目の基本目標は、誰もが気軽にスポーツに親しむことができるようスポーツ施設を充実させ、市民がスポーツをする実施率の向上を目指し、スポーツ振興を推進する環境づくりを目指す「スポーツのある環境づくり」となっております。

次のページの基本施策につきましては、一つ目の基本目標に対し三つの基本施策、「誰もが楽しむスポーツの推進」、「スポーツに触れ合う機会の提供」、「スポーツの普及促進」を、二つ目の基本目標に対し三つの基本施策、「児童・生徒のスポーツ活動の推進」、「関係諸団体との連携」、「競技力向上のための支援」を、三つ目の基本目標に対し五つの基本施策、「スポーツ推進体制の充実」、「スポーツ指導者等の確保」、「施設等の整備と効率的な運営」、「他市町と連携したスポーツ振興の推進」、「情報の収集・提供の充実」を体系化した図を記載しております。

20ページを御覧ください。

第3章、基本施策について御説明いたします。

基本目標「スポーツ活動の充実」の基本施策としては、市民アンケートから、月1から3日以上のスポーツをする方の実施率が全国平均を下回っておりましたが、一方で、ふだんから運動している方は、日常生活で充実感を持って健康的に過ごしていることが分かったことから、誰でも取り組みやすいスポーツとして、ウォーキ

ングやニューススポーツなどを推進するとともに、ライフステージを四つに分類し、おのののステージに合わせた取組と市民アンケートの結果から、多くの方が気軽に参加できるスポーツやスポーツの体験会など、スポーツに触れ合う機会を求めていることから、スポーツ団体と協力しながら、スポーツに触れ合う機会の提供の拡大と、誰もが気軽に楽しむことができるスポーツの普及促進などについて記載しております。

25ページを御覧ください。

次の基本目標「スポーツの競技力向上」の基本施策としては、競技力の向上に向けて、多様なスポーツに触れることで自分に合ったスポーツを選択する機会を持ち、一人一人の能力、適性を伸ばしていく取組が必要と考えますが、少子化により学校単一でチーム編成ができないなどによりスポーツをする機会が減ってきていることから、複数校によるチーム編成や広域でのチーム編成の構築に向けて検討を進めいくための取組や、休日部活動などの課題解決のため、スポーツ団体だけでなく、様々な関係者との連携を図りながら、持続可能な運動部活動への取組、また、競技力向上のための指導者の育成や支援の確保や、選手における優秀な成績を認められた方への支援体制の取組などを記載しております。

28ページを御覧ください。

次の基本目標「スポーツのある環境づくり」の基本施策として、誰もがスポーツに関わることができる環境の実現のためにはスポーツ推進体制の充実が必要であり、そのためのスポーツ団体の育成や支援、指導者の確保への取組や、市民アンケートから公共のスポーツ施設の充実が市民の関心が高かったことから、新しい野球場や改修される体育文化会館など、ほかのスポーツ施設と併せたこれらの活用や、効率的な施設管理などへの取組、また、市民ニーズに対応した全ての施設を設備することは困難であることから、より多くのニーズに応えるために、近隣市町の既存の施設の相互利用の促進や、大会における施設を利用したスポーツ合宿などによる他市町との連携を推進するための取組や、また、スポーツを始めるための機会として体験会等の情報発信をしていくとともに、選手の活躍などを収集、発信することで、選手のモチベーションや市民のスポーツへの関心を高める取組などについて記載しております。

34ページを御覧ください。通知いたします。

資料編について御説明いたします。

資料編の令和7年度スポーツ振興に関するアンケート調査結果につきましては、

今回の計画策定に当たり、市民のスポーツの関わりやニーズなどを把握するために実施し、218名の方から御回答いただいたものであります。質問数は15問あり、30代と40代の女性の回答が多かったものの、幅広い年代から御回答をいただきました。また、質問ごとの単純集計だけでなく、多様な視点からデータを分析するため、クロス集計をした結果も記載しております。

44ページを御覧ください。通知いたします。

44ページからは、本計画に係る用語の解説などを記載しております。

説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

○世古教育委員会生涯学習課長 すみません、以上が計画（中間案）の説明となります。

本計画につきましては、基本計画として、今後のスポーツ振興に向けた施策、方針等を策定するものでございます。個別の事業につきましては、今後、策定される本計画に基づきまして、順次、充実や実施を図ってまいります。

報告は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございました。

スポーツの推進計画は以上です。

御質問のある方、御発言願います。

○西川委員 これ、簡単に、スポーツ、スポーツって、一くくりに言うけど、ウォーキングからゴルフまで、野球も全て、これ、例えば、ゴルフを始めたいなと思う方がゴルフ道具をそろえるのに、収入が低い人は、そんなのできませんよね。そんなのを考慮されて、スポーツ、スポーツって、一くくりにしておるんですか。例えば、どんなスポーツでも、ウォーキングでもウォーキングシューズ、買わにやいけませんよね。僕は、一応、一番手っ取り早いもんでそれをやっておるんですけど、あと、ほかの1人でできるスポーツじゃなく、みんなでするスポーツだったら、ある程度、メンバーも要りますよね。となると、指導員も要りますよね。その点のところも含めて、スポーツをやろうということを言っておるんですけど。

○世古教育委員会生涯学習課長 スポーツにつきましては、当然、競技スポーツでありますとか生涯スポーツ、また、体操や簡単なレクリエーションですとか、いろんな健康体操等も含まれる、すごい幅広い概念として、このスポーツの計画は捉えております。その中で、先ほど言わされました競技スポーツ等に係る道具に係る経済的な部分、そういったところの負担の軽減等までは、こちらの計画には、そこま

では位置づけはしてはおりませんが、個人のスポーツであれ、チームのスポーツであれ、また、指導者の部分も含めまして、そういったところの課題として打ち出しをして、その指導者の育成でありますとか研修会の情報提供等、そういったところで支援のほうを行っていきたいと考えております。

また、チームであったり個人のスポーツを支援する部分では、競技団体もございますし、また、市民が気軽に加入できる総合型地域スポーツクラブというクラブがございまして、現状は、参加されてみえる方は少ないんですけども、こちら、個人でも加入することができますので、そういったところの周知であったり、加入のほうを促すようなそういう取組を進めていきたいと考えております。

○西川委員　　いや、それ、分かるんですよ。じゃ、高齢者の方で、やっぱり健康を維持したいからスポーツやりたいと。ただし、免許を返納してしまったと、車の。そういう方は、一々ふれあいバスか何かで来なあかんようなことになりますよね。そんな点は……。参加してほしいんだったら、どういうふうにその会場まで行くのかと、そういう点は考慮されているんですか。

○世古教育委員会生涯学習課長　　どのようなスポーツをどのように行うかというところとも関連するかと思いますけれども、例えば、市が主催するような、今後、スポーツ教室等が行っていく場合は、そのニーズにもよるんですけども、いわゆる旧町内ばかりで行うのではなく、例えば、輪内方面で実施するということも競技なりスポーツによっては検討できるかと思いますので、交通費であったりバスの部分までは、まだ明確なところは位置づけはしておりませんが、そういった形で出向くような形で対応できればと考えております。

○西川委員　　いや、多くの市民に参加してほしいんだったら、そういうところもきちんと考慮してやってもらわんとね。ただ、皆さん、どうですかって言って参加を募っても、行きたいけど行く足がないってなったら、それまでですよね。そういうところももうちょっと考慮してやってください。各いろんな地区でやるとか、例えば、自分たちから足が出向く人のところの近くの場所でやるとか、そういう会場の方法なんかをもうちょっと考えたほうがいいんじゃないかなと思います。

○世古教育委員会生涯学習課長　　御意見、ありがとうございます。そのような部分も、また今後、検討してまいりたいと思います。

○小川議長　　まず、6ページのところの文科省のほうが推進しておりますね、年齢の性別、障がいの有無、経済の……、一番最後の3番なんんですけど、経済的な事情、地域の事情の差異によって、スポーツの取組が諦めたりせんようにということ

で、全ての人がスポーツにアクセスできる社会の実現ということを書いております。

それで、また、7ページにも三重県のほうでは地域活性化と共生社会の実現ということで、スポーツを通じて。それだったら、この22ページ、これ、いろいろ分けていますね、子供のスポーツ、成人のスポーツ、高齢者のスポーツ、障がい者のスポーツ。ここに一つ、今、インクルーシブという考えがありますので、誰もが参加できる、障がいあるないに関わらず、男女みんな入れる、そういう考え方があるんだったら、このインクルーシブスポーツというのを、ここにもう一つ付け加えて、5番目として入れるのはどうなのでしょうか。

○世古教育委員会生涯学習課長 その現状の計画におきましては、それに近い言葉といたしまして、資料編の46ページにもあるんですけれども、ユニバーサルスポーツという概念がございます。これ、まさに、そのあらゆる状況の方にも対応できるようなというそういうスポーツが、こういうカテゴリーのものが出てきてまいりますので、そういったものの中でカテゴリーを設けるか、もしくは、どこかの説明の中にそのインクルーシブという言葉を入れて、そういったこういったものにつなげるというような工夫も、今後、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○小川議長 今、インクルーシブという考え方、結構広まっておりますので、これ、計画するのは、言葉でもいいですし、入れておいたほうがいいんじゃないかと思うんですけど。

○世古教育委員会生涯学習課長 御提案、ありがとうございます。そのように対応したいと考えております。

○仲委員 前回のスポーツ推進計画にも出てきたはずなんんですけど、この総合型地域スポーツクラブですね。この概念は解説には書いておるんですけど、その総合型地域スポーツクラブと尾鷲市スポーツ協会、前は尾鷲市体育協会というような名称やったと思うんですけど、それから、尾鷲市スポーツ少年団等、いろいろあるんですけど、少なくともこの三つがある中で、その指導者がスポーツ協会も少年団も同じ方がやっていると思うんですけど、この地域型スポーツクラブというのは、今、現状は、どういうふうな状況なのか、まず。

○世古教育委員会生涯学習課長 こちらは、今、加入してみえるサークルさんのほうが9ページの一番上にあるんですけども、三つのサークル、ソフトテニス、ユニカール、バレーボールのサークルの方が御登録いただいています。現状、トータル30名ほどとなります。どちらかといいますと、そのスポーツ協会ですか少年団の方たちは、競技性、勝つことを目的としたとか、その競技スポーツのほうに

かなり力を入れているような形だと思うんですけれども、こちらの総合型の方たちは、当然、自分の競技力を上げるということもあるんですが、楽しみながらスポーツをするというそういった形のグループの方となっております。その中で、特に、最近では、団体に所属されずに個人なり何なりで活躍されている方もみえますので、そういう方たちを、どちらかの団体、総合型地域スポーツクラブも含めて加入いただくような形で、さらに、我々もそういった方の情報を収集して、また、発信もしたいと考えておりますし、そういったところで、こちらの拡大も図ってまいりたいと考えております。

○仲委員 地域のスポーツ、地域の人がスポーツをするという、その参加のあれが、機会ができるというのはいいことなんんですけど、単体の種目というのがイメージ的にはちょっと僕には分かりにくいんですけど、総合地域スポーツが、一つのスポーツじゃなく、いろんなスポーツができるというイメージかなと思ったけど、そうではないようなので。

もう一点、28ページにスポーツのある環境づくりということで、スポーツ推進体制の充実の最後の行なんですけど、「また、総合型地域スポーツクラブは、中学校の運動部活動の地域移行を検討するうえでも重要な役割を担うものと考えられる」、これ、どういう考え方ですか。そうなんですか。

○世古教育委員会生涯学習課長 こちら、最近、中学校の部活動等が全国的に地域移行のほうを進めているという中で、当然、地域の人材を確保するというところが出てまいります。その前提として、スポーツ協会やスポーツ少年団等もあるんですけども、いろいろ、学校側との考え方ありますとか、スポーツ団体の考え方ありますとか、いろんなそういうところをすり合わせが必要になってまいります。そういうところで、競技力重視の指導と学校教育におけるクラブ活動の指導方針と異なる場面も出てこようかと思いますので、そういったところは、こういう総合型地域スポーツクラブさんのはうで受皿としても大変重要な位置づけが出てくるということで、こういったところに位置づけをしております。

○仲委員 そういう考え方ということであればいいんですけど、その中学校の地域移行については、やっぱり専門的なスポーツの職種の方が指導するというのが一つの僕は概念やと思うんですね。総合型の競技じゃなしに、楽しむためのスポーツの方が本当に指導員になれるのかと、中学校の。そこら辺は慎重に検討していただきたいんですけど、こういう文書を残すと、将来的には地域移行に貢献していくと、専門的な知識がなかってもしていくことになり得るような環境づくりという

のはいかがなものかと思うんですけど、そこらだけお答えください。

○世古教育委員会生涯学習課長 今、いただいた御指摘等も踏まえて、こちらの表現等をまた考えていきたいと思います。

○南委員長 他にございませんか。

○佐々木委員 先ほど、競技スポーツに関わることなんですけれども、やはり地域間格差というか、例えば、先日、美し国駅伝の予選会が開かれたと思うんですが、この地域、三重県、特に南部のほうは、いつも下位のほうを争っています。もちろん、選手、集めるのも大変やと思うんですけれども、それが学校スポーツの中においても、やはりやりたいスポーツをするのに人数がいる。例えば、言うたら、先ほどの駅伝であったり、野球であったり、バレーであったり何かなったときに、自分がやりたいスポーツができないとか。また、県レベルの大会になってくると、大きく力の差というものが出てきて、この地域からもやはり優秀な選手は外へ出ていくということで、やはり、そういう大会、県とのこの地域との地域格差、そういうものが、これからしていくのに、先ほど、係長のほうから説明あったんですけども、例えば、人数がそろわない、この大会に出るってなったときに、学校間との連携とかそういうようなことでその大会に臨むというようなこと、今、ちょっと話あったんですけど、そういうことは、今、現状、進んでいるんでしょうか。

○下村副市長 例えば、高校野球で尾鷲高校なんかはそのメンバー不足ということで、特に、夏の大会が終わって3年生が抜けていくと1、2年生だけになるということで、そういう学校がやはりありますので、合同チームで一冬、1年生が入ってくるまで合同チームで試合や練習をしておると。練習は週に1回ぐらいしか合同ではできないと思うんですけど、過去に何年間かは、そういう体制でチームをつくり出でおりました。

○佐々木委員 これからますますそういうケースが増えてくると思うので、やはり、その子供たちが競技スポーツとして目指す場合に、そういう環境を整えてあげることが非常に大切なことやと思うんです。やはり、目標を持って取り組むのに競技スポーツとして大切なことだと思うので、その辺の連携をよろしくお願ひします。

○世古教育委員会生涯学習課長 まさに、佐々木委員、言われたようなところが、すごく大きな課題となっております。どうしても、なかなかその人材の確保というところは難しいところであるんですけども、我々としましても、そういったところを少しでも充実できるように、今後、取り組んでまいりたいと考えております。

ありがとうございます。

○南委員長 他にございませんか。よろしいですか。

○西野副委員長 26ページの選手への支援体制の強化というところで、選手のモチベーション向上につながる選手への支援体制を強化する取組に加えてというところ、あるんですけど、これ、前に相談させてもらった激励金の話って進んでいますか、お願いします。

○世古教育委員会生涯学習課長 その激励金ということに限らず、特に、これまでスポーツ協会ですかとかスポーツ少年団等に加盟している方については、ある程度、制度化されているんですけども、当然、そういったところに加盟されていない方を、どう我々が情報収集して、そういった方たちに団体に加盟している方と近い形の支援が行えるかという方策につきましては、総合的に検討しておるところでございます。

○西野副委員長 線引きも非常に難しいということなので、またちょっと、よろしくお願いします。

○世古教育委員会生涯学習課長 そちらも引き続き検討してまいります。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 今の副委員長からの要望を兼ねた質問なんですけれども、恐らく、今、尾鷲中学校で中学校チャンピオンは2人みえますよね、100メーターと走り幅跳びですか。そういった方、恐らく、市外の伊勢市のほうへ行ったり、多分、そういったことの支援体制だと思うんですけども、できるだけ尾鷲のスポーツクラブじゃなしに、そういった一生懸命活躍しておるところの支援体制を確立していくたいと、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、スポーツ推進計画の中間案については審査を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前11時12分)

(再開 午前11時22分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

最後に、尾鷲総合病院運営懇話会の報告ということで、10月の30日に開かれました私と議長が加入をさせていただいております報告会に基づいて報告をお願いいたします。

○竹平総合病院事務長 すみません、委員長、今、おっしゃられましたように10月30日に病院運営懇話会を開催しております。その中で、今、病院が置かれている現状、それと、その対策について、今後どうすべきかということについて説明をさせていただきましたので、その内容につきまして、資料に基づいて担当より御報告させていただきます。よろしくお願いします。

○南委員長 お願いします。

○中森尾鷲総合病院総務係長 それでは、別冊1の運営懇話会の資料を説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

2ページから4ページは、7月議会の決算報告の際に説明させていただいた、入院、外来患者数及び診療科別の患者数の状況をグラフにしたものです。

5ページは、地区別の患者数の割合です。入院、外来ともに尾鷲市が約60%、紀北町が約30%となっており、2市町で約90%を占めていて、入院、外来とともに、地域性が高い病院ということが分かります。

6ページは、救急車患者数の推移です。令和4年度は、医師の減やコロナの流行により、救急患者の受入れができない時期があったため、大きく減少しました。令和5年度は、医師が増えたこともあり、救急車の受入れは増えています。令和6年度は、5年度よりは減少しましたが、コロナ禍前とほぼ同等の患者数となっております。

下段の紀北消防組合救急車搬送数も、尾鷲総合病院が受け入れる割合が、令和4年度は62.6%と大きく下がっており、他地域への搬送が増えましたが、令和5年度、6年度は、平均75.5%と増加しております。

7ページ、8ページも7月議会で報告させていただいた、入院・外来収益の推移と収支の状況となります。

9から10ページは、全国公立病院経常収支の状況などです。後ほど、別冊2で詳しく説明させていただきます。

12ページから23ページは、令和6年度に行った主な取組を記載しています。後ほど、御覧ください。

24ページからは、経営強化プランを策定した当初の数値目標に対する実績となっております。

以上が、議題1、尾鷲総合病院の状況と経営強化プランの進捗状況についての説明となります。

○高浜尾鷲総合病院総務課長 それでは、私のほうは、運営懇話会で使用しました資料で別冊2のほうで説明させていただきます。経営状況と今後の対策ということで通知いたします。御覧ください。

それでは、1枚おめくりください。

まず、1枚目のスライドですが、修正医業収支比率となっております。これは、医業で得た収益に対して、医業にかかった費用で割ったものです。ですので、100を超えると大変優秀な数字になるかという数字なんですが、下のほうの数字の表でR5のところを見てほしいんですけど、当該値、これが当院です。77.8ということになります。平均値、これ、全国の公立病院の類似病院、200床から300床の平均値です。78.2と、大体うちと遜色ない結果となっております。

右上の方に括弧でくくった83.9という数字があるかと思うんですが、こちらは、全国の公立病院の平均値になっております。

下の78.2は、類似団体、類似病院の数字となっております。

参考に、R6、72.2という囲った数字があるんですけど、これは、当院の令和6年の数字となっております。まだ全国平均が出ていませんので、当院だけの数字を載せさせてもらいました。ですので、修正医業収支比率としては、全国平均や悪いという結果になっております。

もう一枚、おめくりください。

こちらは、経常収支比率になっております。これは、完全に収益を費用で割ったもの、支出で割ったものです。これが100を超えることによって黒字ということになります。こちらも、R5、90.6が当院の数字です。青の棒グラフが90.6で、当院の数字となっております。類似病院が93.8ということで、これも若干悪いんですが、全国と遜色ない数字となっております。全国平均が96.6となっております。これぐらいの全国が赤字となっております。

次のスライドをおめくりください。

こちらは、三つのグラフがあるかと思うんですけど、これは、民間病院も含めた病院の統計となっております。

右上の経常利益で赤グラフと青グラフがあるかと思うんですけど、2023年では51.1%の赤字病院の率でした。民間も含めてです。2024年では63.6ということで、赤字病院が増えております。

下の表で下に向かっての棒グラフがあるかと思うんですけど、23、24比較で、赤字の病院が増えた、かつ、赤字の額も増えているという数字になります。下のほうにグラフが伸びておりますので、赤字の病院が増えて、さらに、赤字の額も増えているという数字になります。

もう一度、もう一枚、スライドをおめくりください。

こちらの円グラフは、令和6年度の決算状況で、これは、公立病院の数字となっております。公立病院におきましては、令和6年度は、抽出した数字ですが、86%が赤字病院となっております。

下のほうに行ってもらうと地域の役割ということで、感染症指定病院、へき地医療拠点病院、災害拠点病院、不採算地区中核病院、救急救命センターなど、地域の役割を担っている病院であればあるこそ赤字の率が高く、90%を軒並み超えていくということになります。

尾鷲総合病院は、へき地医療拠点病院、災害拠点病院、不採算地区中核病院、この3種類の指定を受けています。ですので、全国の公立病院の86%が赤字ということになっております。

それでは、次のスライドをおめくりください。

病床利用率となっております。うちの病床利用率は、R5の時点で49.4ということで、全国平均66.7と比べて、かなり悪い数字となっております。

もう一枚、おめくりください。

入院患者1人1日当たりの収益です。いわゆる患者単価と呼んでおるんですけど、当院では、R5の平均が4万153円ということで、これも全国平均の5万6,401円の平均をかなり下回っております。尾鷲総合病院は、急性期だけじゃなく、DPCの病棟だけじゃなく、地域包括ケア病棟が、いわゆるDPCと地域包括ケア病棟と二つ病棟の種類がありますので、ケアミックスと呼んではおるんですけど、ケアミックスですと患者単価が低いという傾向にはなるんですが、全国平均と比べて、かなり悪い数字となっております。

一方、出のほうで、もう一枚、スライドをおめくりください。

職員給与費対医業収益比率なんですが、こちらは、収益に対して、どれぐらいの人事費があるかという率になっております。当院は、R5の時点で73.3%が人事費ということになります。類似団体の全国平均は63.4ということなので、収益に占める割合の人事費が、かなり高い病院ということになります。

一方、これだけ患者単価も低く、稼働率も全国より低く、なおかつ、給与比率が

高いこの病院において、じゃ、医業収支比率がなぜ全国と遜色ない平均値まで行けるのかというと……。

次のスライドをおめくりください。

有形固定資産減価償却率となります。これは、数字が高ければ高いほど設備が古いということになります。ですので、R5で比べてもらうと70%減価償却が進んでおりまますので、全国の55.3に比べて、尾鷲総合病院の施設、設備が古いということになります。ですので、この辺で費用を削って、何とか収益に耐えられるような体制を整えております。

ただ、一方、もう一枚、スライド、おめくりください。

器械備品減価償却率、先ほどは全部の設備なんですが、こちらは、医療機器に特化した比率になります。逆に、こちらは、当院が55.1で全国平均が71.4ということで、55.1ということの数字を考えると、医療機器に関しては計画的に更新をしているということになります。大体50%が平均値ですので、50%付近にいると、大体買換えがスムーズにやっているのかなということになります。ですので、建物や設備は古いですが、医療機器に関しては更新は計画的に行っていという数字になります。

次のスライドをおめくりください。

こちらは、診療科別の患者単価ですので、また後ほど、御覧ください。

次のスライドをおめくりください。

今後のキャッシュ・フロー見込みというスライドになるかと思います。上の表は、令和5年度に作成した経営強化プランで、令和10年度にはキャッシュ・フローにおいては黒字化できるのではないかという表を作ったんですが、下の表、5年度、6年度決算を受けて7年度の当初予算を反映し、もしこのまま、8、9、10年度、6年度と同様の決算を行った場合は、このようなキャッシュ・フローになるのではないかというシミュレーションです。10年度末で19億9,000万の資金不足という想定をされています。

では、こうならないように、今後の対策といたしまして……。

次のスライド、おめくりください。

今後の対策はどうするかということで、もう一枚、おめくりください。

費用の削減をしなければならないということに、当然なります。先ほど言ったように、他病院と比較して率の高いまず人件費を削っていかなければならぬということを考えております。

短期的な取組といったしまして、①非常勤医師の診療科の縮小ということになります。例えば、週3回来ている診療科を週2回にする、週1回にする。週2回の診療科を週1回にするとか、患者の数に応じて診療日を減らしていくかなければならないと考えております。この辺は、市民の皆さんに大変御迷惑をおかけするかと思うんですが、こういうことをやらないと費用の削減にならないと考えております。

②のほうは、宿日直・待機の非常勤医師の回数の削減ということで、現在、夜間の宿日直、あと、待機、外部の病院から応援に来ていただいております。できる限りその応援の数を減らしまして、当院の常勤のドクターで賄えないのかということで、ドクターと相談しながら進めております。

もうちょっと下へ行ってもらって、中期的な取組といったしましては③ということで、患者の少ない診療科の非常勤化も考えていかなければならぬのかなというところで取り上げさせてもらいます。これは、もう、すぐするということではなく、今後の尾鷲総合病院の在り方として、この診療科が果たして常勤で要るのかということを考えながら、3年ぐらいかけて診療科の見直しをやっていきたいというふうに考えております。

もう一枚、スライドをおめくりください。

削減ばかりじゃなく、収益の確保も当然しなければならないということで、①ちょっと専門的な用語で申し訳ないですが、夜間看護補助加算の算定、②入退院支援加算の算定、③その他の加算の算定ということで、①②は、一部取ってはおるんですけど、もう一段上げることによって、かなり大きな収益を確保することができます。

ただ、この一、二を取るに当たっては、下の矢印のほうに書いてあるように看護師や看護補助員の確保が必須となります。ただ、そうはいっても、現在の尾鷲市、紀北町さんも含めてですけど、生産年齢人口の増加が見込めず、Uターンでの確保も大変厳しいというところで、今後、現在の医療提供体制の維持も当然していかなければならないので、そういった方で、今後、外国人の採用も必要になるのではないかというところで、今、その取つかかりに入ったところでございます。

運営懇話会で使った資料の説明は以上となります。

○竹平総合病院事務長 病院といったしましては、今、説明させていただきましたように、まず短期的な取組としては、やっぱり収益の確保、これをどうにかしなければならない。それには、当然、救急患者なりそれなりの確保も必要ですけれども、やっぱり、とにかく、すぐにできることから取り組んでいかなければならないとい

うことで、診療報酬の加算を取りに行けるように病院内で検討して、今、実際に既に取組を結果として取っているものにつきましては、病棟の薬剤業務実施加算、また、感染対策向上加算など、大体これで年間約1,600万ぐらいの収益増になりますので、そういう取組も実際にもう既に始めております。

あとは、こういった診療報酬の加算につきましては、やっぱり要件として専従職員であったり、看護師の専任の配置であったりとか、人員確保が要件になっていることが多いんです。

ただ、類似病院と比較して、じゃ、ほかの病院で取れていて、うちが取れていなもの、それらを、今、精査しておるんですけども、そういう中で、特に大きなもの、2点ほどありますて、限られた人材の中で、それ、どういうふうに取り組めるかということで、院内で、今、協議して進めておるんですけども、それが先ほど申しましたように新規の施設基準ということで、急性期の看護補助体制加算とか、あとは、地域包括ケアの病棟の入院料2の減算、改床、これらが二つ大きくあって、大体、これで約6,000万ぐらい、これを取れるようであれば収益確保につながりますので、今、それをとにかく取れるようにということで、これ、看護師中心に、あと、医事中心に取組を進めるように頑張っております。

こうやって病院としてもやっぱり経営努力はしておりますけれども、今の病院の経営状況というのは、先ほど説明させていただいたように全国的にも非常に悪いと。こういう経営努力だけでは、なかなか経営改善がすぐには結びつかないということもございます。運営懇話会において委員の中から意見もございましたが、尾鷲市としてどうしていくのかというような質問もございました。市長としても、その中で病院での自助努力、それと、また、今、国としての補助も含めて、市としての財政を考えながら、やはり尾鷲市からの繰入れをしていかなければならないということは示されておりました。

いずれにしましても、短期的なこういった取組と、あとは、中長期的に地域の人口動態とか医療ニーズ、こういったものを検証しながら、地域にとって特に必要である二次救急医療、これは必ず維持、存続させた上で、将来に向けた尾鷲総合病院の医療機能と役割、これを、今、検討していかなければならぬということで、院内でずっと協議をしているところでございます。

説明は以上でございます。

○南委員長 以上です。

御質問のある方。

○西川委員 今、説明、聞かせてもらって、よその病院がこうだからうちもこうというのは、言い訳にはなりませんよね。

それで、一つ聞きたいんですけど、この6ページの下段に紀北消防組合救急車搬送者数ってありますよね。これ、尾鷲市77%ってなっておるんですけど、残り23%が、市民からの評判の悪い、うちでは診られないってやつですか。

○竹平総合病院事務長 尾鷲総合病院に運ばれた数字ですので、それ以外のものについては、市内の病院であったり、管外へ搬送された方ということになります。

確かに、令和4年度、特に多くて、その率、多分30%ぐらいあったと思うんです。それが、今は若干回復傾向にあって、大体80%近く、うちは地域の患者を受入れを行っておるというような現状になっております。

○西川委員 ということは、これを逆に言うと、120%とか、頑張ったらできるんですよね。できないんですか、これ。そうしたら患者数も増えるんじゃないかなって単純に思うし、あと、市民からの不満の声も、帰されたって怒っておる人がかなりおるもので、そんなのはどうでしょうか。

○竹平総合病院事務長 西川委員、おっしゃるとおりで、ただ、二次救急医療としての限界というのがありますので、やっぱり脳とか心臓疾患については、それは他の病院ということになりますけれども、それ以外については、できる限り受入れができれば、当然のことながら、救急患者が増えれば入院患者が増えるというふうに我々も考えた中で、できる限り対応していきたいというふうには思っております。

○西川委員 一般質問でも言わせてもらいましたけど、その自分たちのできない分野を特化して、他の病院よりも尾鷲はすごいってなった場合に、これは、77%じゃなく、もっといろんなところから、カテーテルなりあれをできる先生のほうを多少無理してもその弱点を克服すれば、尾鷲が特化した病院になって、これ、数字は回復するんじゃないですか、全体的な。

○竹平総合病院事務長 今、言われたように、以前、多分、カテーテル治療、うちでできておりました。それが、今、できていない現状ということもあります。確かに、その分、市外に流れたということもありますけれども、ただ、救急で対応するにはなかなか難しい部分もあります。今、医者としては、できる部分というのは、技術ありますので、うちの医者でも対応はできますけれども、今、実際に、昔とちょっと違って、施設の規模というかな、その処置室の規模とかも多分違ってくるので、その辺の工事も必要でありますし、機器の更新をしていないので、全て新しいものに取り替えなければならないということは、かなり高額な費用がかかる。それ

と、あとは、コメディカルというんですかね、それに対応できる医療技術職員の、今、うちが不足しているという要因もあるという中で、なかなか難しいという話を、今、院内の中ではちょっとしております。

○西川委員　　だから、それ、無理は分かっておるんですよ。最初は、それこそちょっとダメージはあるんでしょうけど、それを得意分野にするとどうでしょうかつて提案しておるわけですよ。そうしたら、ほかでは、紀南ではできない、長島でもできない、わざわざ済生会やとか伊勢日赤まで行く患者さんをこっちへ呼んだら、逆に、ドクターへりが尾鷲へ飛んでくるような状態にはならないんですかという。そのお金がないから、機器が古いからという言い訳は、もう聞きたくないんですよ。それで、努力しておる、努力しておるというのは、努力は、はたから見た人が評価することであって、自分たちあまり言わんほうがいいですよ、結果、出さんと。僕たちが求めておるのは結果やから。そうやで、それを改善した上で長期的な目で見たときに、尾鷲総合病院の存続がどうなるのかということを僕は提案しておるだけです。

○竹平総合病院事務長　　西川委員のおっしゃることは十分理解しておりますので、その辺、含めて、委員長とも、また協議、検討を……。当然のことながら今もしておりますけれども、またちょっとしたいと思います。

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

○仲委員　　今回、懇話会の説明した文章ですね、改革として、方針というか考え方をお示しいただいたんですけど、総合病院の中で各部があると思うんですわ。言うたら、看護婦さんのいる部、それから、検査技師とか理学療法士のいる部、それで、医事課の部分という、ドクターの医局というか。ドクターはかなり分かっていると思うんですけど、今回、どうしてもそのキャッシュ・フローの中で19億9,000万、3年後に19億になるというような状況の中で、職員の意識という部分が重要になってくると思うんですわ。それで、その院内で業務の改善をどうしたらいいかというのをやはり常に考えているとは思うんですけど、今の状況の中で、もっと改善できる、効率的な医療体制にできるのではないかという方も多分いると思うんですわ。その中で、職員のその改善に向けた意識改革も含めた意見の集約は、やっぱり、今回、行わなかったのかどうか、ちょっとお聞きします。

○竹平総合病院事務長　　その部署部署と今のこの病院の現状を、その部署部署と全部、話をときまして、それで、呼んで、今の病院の現状、こういう中でやっぱ

り何か取り組んでいかんと病院としてはなかなか経営が難しいという話をしてきました。それで、そういった中で、じゃ、例えば、まだ表になってやっていくとかということじゃない、ちょっとした収益でもいいんです、そういった収益をちょっとでも上げれるように、例えば、検査やったら、こういう検査のやり方をすれば、もっと受診者が増えるんじゃないのかというような意見もあって、そういう意見も踏まえて、そういうことをするのであれば、また、その中で全体の中で、もう一回取り組むのに一つ一つ押さえて、患者の動線とかそういったことも踏まえて、じゃ、やっていこうかという話も中にはしております。

そういうことで、例えば、ほかには放射線科であったりもそうなんですが、放射線科では、他病院で取れて、うちで取れていないのはどういう違いがあるのかということを自ら、自分で調べてきて、こういうことがやっぱり原因としてあるなとかという課題の抽出とかそういった話し合いをこれまでちょっとしてきてはおります。

ただ、どれも細かいですけれども、そういったことを意識を持ちながら今回はやってきておりますので、そういうふうにやらなければならぬので、また、そういうふうにしながら、いろんな各部署からの意見とかそういうものもいただきながら検討していくきたいというふうに考えております。

○仲委員 やっておるということですから、できれば、やっぱり危機意識というんですか、いうたら、尾鷲市のはうでも昭和30年ぐらいに財政危機宣言したというような状況の中で、職員の痛みも伴った改革をされたと思うんですね。そういう痛みまではというのは別にして、やはり各部署の一人一人の意識を常に高めていくということで、それが改善に結びつくというような方向を、ぜひ今後、進めてほしいと思うんですけど。

それで、もう一点、今回のその費用の削減と、短期、中期的なあれ、方向性と収益の確保ということでお示しをいただいたんですけど、これ、いずれか近いうちは、キャッシュ・フローも含めて、経営強化プランの数字的なところへ置き換える必要がありますよね。それについては、どういうふうに考えていますか。

○高浜尾鷲総合病院総務課長 経営強化プランへの数字の置き換えについては、毎年、運営懇話会で、今、このような現状ですというのをお示しはしているんです。議会とかそういうふうなところには、この取組によって、当初予算にもある程度反映はできると思いますので、その辺でお示しはしたいと思います。

○南委員長 よろしいですか。

○仲委員 数字は、当初予算の編成時という、言うたら来年度の3月ぐらいなると思うんですけど、それはそれで時間をかけていただいたら僕は結構だと思うんですね。もう短期的に、2か月、3か月の間で改善方法を見つけて数字が出せるというようなものではないと思います。そんなにそんなに年内までというような急ぐ方法、ことはないと思うんですね。今からでもまだまだ時間をかけていただいて、もっと本当は費用の削減ができるのかというようなところを詰めていただいてほしいと思います。

また、中期的な取組を、その来年の3月当初予算においても、中期的なその取組が具体的にやっぱり市長から示していただけるような対策を期待したいと思うんですけど、そこらはどうですか。

○竹平総合病院事務長 中期的な取組について、診療科に関わることでございますので、やっぱり医師含めた協議はさせていただきたいというふうに考えております。これは、当然のことながら、当然、決まれば、そういうふうな形ですぐにでもお示しをしていかんとそれは駄目なことだと思っておりますので、ちょっとその辺については、その3月はというところはなかなか難しいかもしれませんので、よろしくお願いしたいと思います。

○高浜尾鷲総合病院総務課長 一方、短期的な取組のほうは、じっくりとという、委員さん、おっしゃってくれたんですが、運営懇話会でも質問を受けて、できるものは、もう平成8年度から始めていきたいということは考えてはおりますので、その辺で取り組んでいきたいとは思っています。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

○小川議長 今、仲委員さんからの職員の意識ということも言われたと思うんですけど、人件費が、今、一番多いということで、その効率化のために、今後、DXの推進ということは考えている……。電子カルテなんかはやりましたけど、今後、まだやれること、効率化ということでやれることあると思うんですけど、その点は、どのように考えていますか。

○竹平総合病院事務長 医療DXにつきましては幅広いものがありまして、もうオンライン化とかクラウド化ということで、当然、診療情報の患者データ、そういったことのクラウド化も、今後、出てきますので、その辺については、当然のことながら進めていかなければならぬので進めていく方向でやりたいと。詳しいこと、ちょっと待ってください……。

詳しい内容については、担当が説明いたします。

○高浜尾鷲総合病院総務課長 今、一つ取り組んでいるのは、CTやMRIの画像をクラウド化というふうな話が更新の時期に来ているんですが、ただ、今、議長が言わされたように、じゃ、それで人件費のコスト削減になるのかというとならなくて、かえって維持のコストのほうがかかつてしまうという提案は受けています。

今、取り組んでいる内容は、松井のほうから、また申し上げます。

○松井尾鷲総合病院総務課主幹 医療DX化についてですけれども、今、コンピューターのベンダーさんとかいろいろ聞いてDX化を進めて、徐々に徐々には進んでいるんですけども、今後、診療情報提供書とか退院時サマリーのほうがAIが作成するとかそういうふうなことが、今、ちょっと開発のほうが進んでいたりします。それで、このシステムを尾鷲総合病院以外のほかの病院も入れて、診療情報提供書を、もう紙で持つていかなくても共有できるとかそのようなシステムのほうが進んでおりますので、また、今後、費用対効果とかそれとか考えながら、全国的に波及するんであれば検討していく余地はあるかと思っておりますので、医師の作業の効率化とか、あと、医師事務作業補助者の仕事の仕方とともに変わってくると思いますので、考えていきたいと思っております。

以上です。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

○西野副委員長 資料の主な取組4のところなんんですけど、経験年数が少ない看護師を対象に三重県看護協会主催の研修に参加することにより、社会人としての基礎力の向上及びコミュニケーション能力の向上に努めたって書いてあるんですけど、これ、接遇も入っていますよね、接遇研修。

○高浜尾鷲総合病院総務課長 接遇も入ってはおるんですけど、接遇は接遇で、また院内でも……。接遇ではないんですけど、いろんな医療安全とかの一部の研修事業に接遇を入れて院内でもやってはおります。

○西野副委員長 それは、経験年数が少ない看護師が多いんですか。

○高浜尾鷲総合病院総務課長 今、私が申し上げた研修は、全職員担当です、医療職関係なく。

○西野副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 では、最後で、病院経営は、もう令和4年から医療収支と収益で言うと約10億以上のマイナスが続いているということで、今の説明があったように、令和10年では約19億、キャッシュ・フローで行くと本当に厳しい状況が続くということでございますが、やはり尾鷲病院としては、二次救急医療体制は堅持していただくということで、この前も懇話会のとき、幸治院長に要望をしたわけなんですけれども、やはり幸治院長もカテーテル治療はやりたいと。ただ、やるには、医師、看護師、機器がそろわないことにはできないということでございますが、幸治院長はものすごく前向きに二次救急医療はカテーテル治療を考えておるということは皆さんに御報告させていただきます。

それじゃ、本日の会議は、これで終了いたします。大変ですけれども、頑張ってください。終わります。ありがとうございました。

(午前11時57分 閉会)